

山形県公立大学法人における研究活動の不正行為の防止等に関する規程

平成27年4月1日

規程第13号

平成29年4月1日

規程第7号

令和4年10月1日

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人（以下「本法人」という。）が設置する山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）において、研究活動に従事するすべての者（以下「研究者」という。）が研究活動を行うに際し遵守すべき事項及び研究活動における不正行為の防止並びに不正行為への対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本姿勢)

第2条 本法人は、不正行為について、学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨むものとする。

(遵守事項)

第3条 研究者は、学術研究に対する信頼と公正性を確保するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 研究者は、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めること
- (2) 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講し、知識を修得すること
- (3) 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間保存し、適切に管理するとともに、必要な場合には開示すること
- (4) 指導的立場にある研究者は、研究者を目指す学生及び若手研究者に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導すること

(用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等とは、本法人に勤務している教員及び職員、専ら本法人の施設・設備を利用して研究に携わる者並びに本学の学生をいう。
- (2) 研究活動とは、研究計画の立案、研究の実施及び成果の発表並びにそれに付随するすべての事項をいう。
- (3) 研究活動上の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為をいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
 - エ 研究費の不正使用 虚偽の請求、他の目的への流用その他関係法令等に違反して研究費を使用すること
 - オ アからエに掲げる不正行為の証拠隠滅及び立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠の実験記録等の資料の隠蔽、廃棄、滅失及び未整備を含む。）
 - カ アからオ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(最高管理責任者)

第5条 本法人における研究活動の運営・管理及び不正行為の防止についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定、周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者が責任をもって研究活動の運営・管理及び不正行為の防止並びに研究倫理教育が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、本法人において不正行為を発生させる要因を把握し、適切な対策を講じるため、不正行為防止計画を策定する。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、本法人における研究活動の運営・管理及び不正行為の防止について責任を有する者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、本法人全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者)

第7条 本法人における研究活動の運営・管理及び不正行為の防止について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 山形県立米沢栄養大学：学部長

(2) 山形県立米沢女子短期大学：副学長

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。また、本法人の研究倫理教育を実施する者として研究倫理教育責任者を置き、コンプライアンス推進責任者を充てる。

(1) 各組織における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、各組織の研究活動の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 各組織の構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第8条 監事（公立大学法人山形県公立大学法人定款第8条第1項に規定する監事をいう。以下同じ。）は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

(規程の整備及び運用)

第9条 最高管理責任者は、研究費を適正に運営・管理するために本規程及び関係する諸規程等の趣旨を職員等に明示し、明確かつ統一的に運用しなければならない。

(相談窓口)

第10条 研究費に係る事務処理手続きに関する本法人内外からの相談を受け付ける窓口を法人事務局に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。

(職務権限)

第11条 研究費の事務処理に関する職員等の権限と責任は、山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則（平成21年規則第1号）のほか、学内諸規程による。

(不正防止計画推進部署)

第12条 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署の構成員は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び法人事務局担当課長とする。

3 不正防止計画推進部署は、監事に必要な情報提供を行うとともに、意見交換を行う機会を設け連携を図り、年1回、不正防止計画の取組状況について、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を点検し、その結果を最高管理責任者に報告する。

(不正防止計画の実施)

第13条 職員等は主体的に不正防止計画を実施するとともに、不正防止計画推進部署と連携し、協力するものとする。

(受付窓口)

第14条 不正行為に関する告発や告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を法人事務局に置く。

(告発の受付)

第15条 不正行為を発見し、又は不正行為の疑いが存在すると思料するときは、何人も、前条に掲げる受付窓口へ、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談のいずれかによる告発を行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により、不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究者グループの名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 受付窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該告発の内容について告発を行った者（以下「告発者」という。）に対して確認又は補正の指示をすることがある。

4 書面、ファクシミリ又は電子メールによる告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、受付窓口は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者による告発として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。

5 受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。

6 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、第1項及び第2項に規定する告発の要件の具備を確認のうえ、速やかに当該告発の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

7 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、統括管理責任者とも調整のうえ、当該告発に係る予備調査の要否を協議する者を指名し、当該告発の受理及び当該告発された事案に係る予備調査の要否を協議のうえ決定する。この場合において最高管理責任者は、この規程に定める不正行為以外の告発内容については、関係部局に移送し、本法人以外に調査を行う研究機関等が想定される場合には、該当する研究機関等に当該告発内容を通知するとともに、当該内容が法令等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。

8 最高管理責任者は、前項の協議の結果、当該告発を受理することとなった場合は、その旨を当該告発者に通知する。この場合において、当該告発者に対してより詳細な情報提供及び調査への協力依頼をすることがある旨を併せて通知するものとする。

9 最高管理責任者は、第7項の協議の結果、当該通知を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して当該告発者に通知する。

10 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

11 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発又は相談があった場合、最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、当該告発の対象となった職員等（以下「被告発者」という。）に警告を行うものとする。ただし、当該告発の対象者が本法人に所属していない場合は、最高管理責任者は、所属する研究機関等に当該事案を回付する。

12 告発の受理及び調査を担当する者は、自己と利害関係にある事案に関与してはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第16条 前条に定めるもののほか、次の各号に定める場合は、その内容に応じて顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

(1) 匿名による告発があった場合

(2) 報道機関、学会等の外部機関から不正行為の疑いが指摘された場合

(3) 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究者グループの名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合

2 前条第10項による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合

にも、その内容に応じて、その事案の調査を開始することができる。

(秘密保持等)

第17条 受付窓口の職員は、告発内容及び告発者の秘密を守るため、告発を受け付ける場合は、担当職員以外に見聞できないように、適切な方法を講じるものとする。

- 2 この規程に定める業務に従事する職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないように秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得たうえで、調査中にかかわらず当該事案について公に説明することができる。ただし、告発者及び被告発者の責めに帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(告発者保護)

第18条 最高管理責任者は、告発したことを理由として、当該告発者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、山形県公立大学法人職員就業規則（平成21年規則第2号）その他の関係諸規程に従って、処分を課すことがある。

(悪意に基づく告発)

第19条 何人も、悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意志をいう。以下同じ。）に基づく告発を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(懲戒等の処分の禁止等)

第20条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由として当該告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査機関)

第21条 職員等を対象として、第15条の告発があった場合は、原則として、本法人が告発された事案に係る調査を行う。

- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 本法人に所属する被告発者が本法人と異なる研究機関で行った研究等に係る告発があった場合は、本法人と当該研究活動が行われた研究機関が合同で、告発された事案に係る調査を行うものとする。
- 4 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を本法人で行った後、既に本法人を離職している場合は、現に所属する研究機関と合同で、告発された事案に係る調査を行うものとする。この場合において、被告発者が、本法人を離職後どの研究機関にも所属していないときは、本法人が告発された事案に係る調査を行うものとする。
- 5 本法人が調査を行うべき事案において、当該事案の調査の実施が極めて困難であると、当該事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、当該配分機関から調査協力を求められたときは、本法人は、誠実に協力しなければならない。

6 本法人は、他の研究機関又は学会等の科学コミュニティに調査の委託又は調査を実施するうえでの協力を求めることができる。

(予備調査)

第22条 最高管理責任者は、告発の受理を決定したときは、速やかに予備調査委員会を設置し、予備調査を行う。

2 予備調査委員会の組織は、次の各号のとおりとする。

(1) 被告発者の所属する大学のコンプライアンス推進責任者

(2) 最高管理責任者が指名する被告発者の研究分野の学内の教授又は准教授1名

3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第1号のコンプライアンス推進責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項についての調査結果を、最高管理責任者に報告する。

(1) 告発された不正行為が行われた可能性

(2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性

(3) 告発内容の合理性及び調査可能性

(4) その他予備調査委員会が必要と認める事項

5 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯や事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定)

第23条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受け、告発の受理後30日以内に本調査を行うか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置し、本調査を行うとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。この場合において、被告発者が本法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に、告発者が特定されないよう配慮する。

3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、本法人は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(関係機関への報告)

第24条 最高管理責任者は、告発の対象となった研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合は、当該配分機関に対し前条第1項に定める調査の要否を報告する。

2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。

3 前2項に規定する通知は、告発の受付後30日以内に行うものとする。

(調査委員会)

第25条 最高管理責任者は、本法人に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員のうち、半数以上は外部有識者とし、すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に、調査委員会委員の氏名及び所属を通知する。

4 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。

5 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第26条 調査委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に本調査を開始する。

2 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により行う。この際、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。

- 3 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合又は被告発者自らの意志によりそれを申し出て調査委員会が認めた場合は、それに要する期間及び機会に関し、調査機関により合理的に必要と判断される範囲内においてこれを行う。ただし、被告発者により同じ内容の申出が繰り返し行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的であると調査委員会が判断するときは、当該申出を認めないことができる。
- 4 前2項に関して、最高管理責任者は、調査委員会の調査権限について定め、告発者及び被告発者等の関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、当該関係者は、誠実に協力しなければならない。
- 5 調査の対象には、当該研究活動のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被告発者のほかの研究活動も含めることができる
(一時的措置等)

第27条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、調査委員会から本調査結果の報告を受けるまでの間、告発の対象となった研究に係る研究費の執行停止及び証拠となるような資料等の保全措置その他必要な措置をとることができる。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(不正行為の認定)

第28条 調査委員会は、調査開始後150日以内に次の各号に定める調査結果をまとめ、不正行為が行われたか否かの認定を行う。

- (1) 不正行為が行われたか否か
- (2) 不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正使用の相当額、不正行為と認められた研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

2 前項第3号において悪意に基づく認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、認定を終了したときは直ちに最高管理責任者に報告するとともに、第36条に定める措置について助言を行う。

(不正行為の疑惑への説明責任等)

第29条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 調査委員会は、前項による説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知)

第30条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに次の各号に定める者に通知する。

- (1) 告発者及び被告発者(被告発者以外のもので不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)
- (2) 被告発者が調査機関以外の期間に所属している場合は、その所属機関
- (3) 不正行為が行われたと認定した研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係省庁
- (4) 悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第31条 不正行為が行われたと認定した研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合、最高管理責任者は、配分機関に対し、次の各号に定める対応を行う。

- (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。
- (2) 告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。なお、期間内に調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (4) 第1号及び第2号のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- (5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事実に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立て)

第32条 不正行為が行われたと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。以下同じ。)は、第30条の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 調査委員会(前項の調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、速やかに再調査を行うか否かを審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。

(再調査)

第33条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受け、再調査の決定を行ったときは、調査委員会に再調査を行わせる。

- 2 最高管理責任者は、前条第4項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 調査委員会は、被告発者に対し、第28条の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。ただし、被告発者から協力が得られない場合には、再調査を行わず、又は、再調査を打ち切ることができるものとし、この場合には直ちに最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受け不服申立ての却下又は前項の報告を受け再調査の打ち切りができるものとし、この場合は直ちに不正行為を認定するものとする。
- 5 調査委員会は、再調査の開始後、50日以内に、再調査の結果を最高管理責任者に報告する。ただし50日以内に再調査の結果の報告ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(告発者からの不服申立て)

第34条 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された被告発者から不服申立てを受けたときは、調査委員会に再調査を行わせる。

- 2 調査委員会は、前項の通知を受けた後、30日以内に再調査を行い、調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし30日以内に調査結果の報告ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(不服申立てに関する調査結果の通知)

第35条 再調査結果の通知については、第30条の規定を準用する。

(不正行為が認定された場合の措置)

第36条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定したときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 懲戒処分に関する措置
- (2) 当該研究費の執行停止及び返還等の措置
- (3) 当該論文等の取下げの勧告
- (4) 研究資金への応募資格停止の措置
- (5) その他必要な措置

(結果の公表)

第37条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が行われたと認定を行った場合は、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順
- (5) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと
- (2) 被告発者の氏名・所属
- (3) 調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順
- (4) 悪意に基づく告発と認定したときは、告発者の氏名・所属
- (5) その他必要と認める事項

(監査)

第38条 最高管理責任者は、本法人における研究活動の不正行為の防止のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備する。

2 内部監査は、山形県公立大学法人内部監査規程（平成21年規程第48号）に定めるほか理事長が定める。

(庶務)

第39条 不正行為への対応及び防止に関する庶務は、法人事務局において処理する。

2 購入物品等の発注・検収事務、研究者の旅費管理及び実験補助等における勤務実態の把握等、研究費に係る事務については、山形県公立大学法人会計規則（平成21年規則第4号）に定めるほか、学内諸規程による。

3 不正な取引に関与した業者への取扱いについては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に準ずる。

(その他)

第40条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。